

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者

入札参加資格停止業者		住 所
東亜道路工業株式会社	元 請	東京都港区六本木7-3-7

2. 入札参加資格停止期間：

令和3年10月25日から令和3年11月7日まで（2週間）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域1

4. 事実概要

本件は、令和3年10月1日、関西支社が発注した「中国横断自動車道 たつの舗装工事」の事業地内において、工事車両の横転事故が発生したにもかかわらず、発注者に報告を怠ったもの。

5. 入札参加資格停止措置理由

工事の施工にあたり契約に違反したことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年11月30日付要領第96号）」別表第1第4号に該当する。

（参考1）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第1

措 置 要 件	地域及び期間
（契約違反） 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間 以上4月以内

○問合せ先：西日本高速道路株式会社 関西支社 総務企画部 経理課

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。